

## 唐津市野球場広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間企業等との協働により唐津市野球場の安定的な管理運営のための財源を確保し、質の高いスポーツ環境の提供など市民サービスの向上を図るため、唐津市広告掲載要綱（平成18年3月6日告示第38号。以下「要綱」という。）の規定に定めるもののほか唐津市野球場（以下「野球場」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出場所等)

第2条 広告掲出場所は、次のとおりとし、詳細は、別図による。

(1) 掲出場所 外野ラバーフェンス16区画

(2) 広告区画 1区画 縦1.0m横8.0m

(広告料)

第3条 広告料は、1区画年間72,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 広告掲出期間が、1年に満たない場合は月割計算とし、1月未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(広告掲出期間)

第4条 広告の掲出期間は、1年度（4月1日から翌年3月31日まで）とする。ただし、年度の途中から広告掲出を開始した場合にあっては、当該年度の3月31日までとする。

2 広告掲出期間には、取付け、撤去及び原状回復の作業に係る期間を含むものとする。

(広告掲出応募資格)

第5条 広告掲出ができる者は、法人その他の団体とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

(1) 政治団体、宗教団体及び個人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法

律第122号)第2条に該当するもの

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団と密接な関係を有するもの

(4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に該当するもの

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っているもの

(6) 賭博又はギャンブル(公営競技及び宝くじに係るものを除く。)に係るもの

(7) 国税又は地方税を滞納しているもの

(8) その他広告掲出をすることが適当でないと市長が認めるもの  
(広告の募集期間及び掲出期間)

第6条 広告を募集する期間は、2月1日から10月31日までとする。

2 前項に定める募集期間の開始の期日が、休日(唐津市の休日を定める規則(平成17年条例第2号)に定める市の休日をいう。)に当たるときは、当該期日の直後の平日をもってその期日とみなす。

3 第1項に定める募集期間の終了の期日が、休日(唐津市の休日を定める規則(平成17年条例第2号)に定める市の休日をいう。)に当たるときは、当該期日の直前の平日をもってその期日とみなす。

4 前3項により募集した広告の掲出期間は、申請書が受理された月の翌々月の1日から当該年度の3月31日までとする。

(広告掲出の申込み等)

第7条 広告を掲出しようとする者(以下「申込者」という。)は、唐津市野球場広告掲出申請書(第1号様式)に申込者の費用負担により作成した広告デザイン案及び次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書及び役員名簿(唐津市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第1号様式及び第2号様式)

(2) 納税を証明する書類（発行日から3カ月以内のものに限る）

ア 税務署が発行する法人税及び消費税及び地方消費税に未納の額がないことを証する書類

イ 都道府県税

ウ 市町村税

2 市長は、前項の申込みがあったときは、要綱第6条に規定する唐津市広告委員会（以下「広告委員会」という。）による審査を経て、広告掲出の可否を決定し、唐津市野球場広告掲出決定通知書（第2号様式）又は唐津市野球場広告非掲出決定通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

3 一つの法人その他の団体による広告掲出は、複数区画への掲出ができるものとする。一つの申請により広告掲出ができるのは1区画とする。

（広告の制限）

第8条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲出しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(6) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

(7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの

（広告掲出の方法）

第9条 広告の表示は、白色の文字又は白色の標章等によるものとし、剥離可能なシールにより、ラバーフェンスに直接貼付する方法により施工し、発光、蛍光又は反射効果を有するものを使用しないものとする。

（費用負担）

第10条 申込者は、広告の製作、取付け、維持補修及び撤去に関する一

切の費用を負担するものとする。

(広告料の納付)

第11条 第7条第2項の規定による広告掲出決定通知を受けた申込者は、市長が指定する期日までに、当該年度分の広告料を一括納付しなければならない。

(広告掲出期間の更新)

第12条 広告掲出期間は、これを更新することができる。

2 広告掲出の更新を希望する申込者は、更新を希望する前年度の12月20日(当日が唐津市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条第1項各号に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)となる場合は、当該期日の直前の平日)までに唐津市野球場広告掲出更新申請書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

3 市長は、広告掲出の更新を決定したときは、唐津市野球場広告掲出更新決定通知書(第5号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告内容の変更)

第13条 申込者は、掲出した広告内容を変更しようとするときは、唐津市野球場広告掲出内容変更申請書(第6号様式)に、申込者の費用負担により作成した広告の変更デザイン案を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、広告委員会による審査を経て、広告掲出の可否を決定し、唐津市野球場広告掲出決定通知書(第2号様式)又は唐津市野球場広告非掲出決定通知書(第3号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告掲出の中止)

第14条 広告掲出を中止しようとするときは、唐津市野球場広告掲出中止届出書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があった場合、納付された広告料は、返還しない。

(原状回復)

第15条 広告の取付け、維持補修及び撤去作業により、野球場の施設が毀損又は破損した場合は、申込者の責任において市長が指示する日までに原状に回復しなければならない。

(広告の汚損等)

第16条 市長は、掲出する広告の汚損、毀損、滅失等について、その責めを負わない。

(委任)

第17条 この要領に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申込者 住 所  
名 称  
代表者  
連絡先（担当者）

唐津市野球場広告掲出申請書

唐津市野球場広告掲出要領第 7 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

広告掲出内容	別紙、広告デザイン案のとおり
広告掲出希望場所	区画番号：
広告掲出期間	年 月 日～ 年 月 日
宣誓事項	唐津市野球場広告募集要領第 5 条各号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

唐津市長

唐津市野球場広告掲出決定通知書

年 月 日付けで申請のあった広告掲出について、次のとおり決定したので唐津市野球場広告募集要領第 7 条第 2 項の規定により通知します。

広告掲出内容	
広告掲出場所	区画番号：
広告掲出期間	年 月 日～ 年 月 日

第 3 号様式（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

唐津市長

唐津市野球場広告非掲出決定通知書

年 月 日付けで申請のあった広告掲出について、次のとおり  
広告非掲出を決定したので唐津市野球場広告募集要領第 7 条第 2 項の規  
定により通知します。

理由



第 4 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申込者 住 所  
名 称  
代表者  
連絡先（担当者）

唐津市野球場広告掲出更新申請書

唐津市野球場広告募集要領第 1 2 条第 2 項の規定により次のとおり申請  
します。

広告掲出内容	
広告掲出場所	区画番号：
広告掲出期間	年 月 日～ 年 月 日

第5号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

唐津市長

唐津市野球場広告掲出更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった広告掲出更新について、次のとおり決定したので唐津市野球場広告募集要領第12条第3項の規定により通知します。

広告掲出内容	
広告掲出場所	区画番号：
広告掲出期間	年 月 日～ 年 月 日

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申込者 住 所  
名 称  
代表者  
連絡先(担当者)

唐津市野球場広告掲出内容変更申請書

唐津市野球場広告募集要領第 1 3 条の規定により、広告掲出内容を変更  
したいので次のとおり申請します。

変 更 前	
変 更 後	

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申込者 住 所  
名 称  
代表者  
連絡先(担当者)

唐津市野球場広告掲出中止届出書

唐津市野球場広告募集要領第14条の規定により、広告掲出を中止したいので次のとおり届出ます。

広告中止理由	
広告撤去予定日	年 月 日

別図（第2条関係）

## 唐津市野球場広告掲出区画

